

# 財団法人石川県県民ふれあい公社寄附行為

(昭和 43 年 6 月 28 日制定)

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人石川県県民ふれあい公社という。

(事務所)

第 2 条 財団法人石川県県民ふれあい公社(以下「公社」という。)は、主たる事務所を金沢市におく。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 公社は、自然環境を生かしたレクリエーション施設、県内産業品展示に必要な施設、駐車場施設その他の県有施設等を整備及び管理運営し、広く県民の利用に供することにより、県民の健全な心身の発達向上、県内産業振興等に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 公社は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) レクリエーション施設を総合的に整備及び管理運営すること。
- (2) 石川県の委託を受けて、産業展示館を管理運営すること。
- (3) 駐車場を管理運営すること。
- (4) 石川県又は金沢市、辰口町、能登島町及び内浦町の委託を受けて、施設を整備及び管理運営すること。
- (5) 前各号のほか、公社の目的を達成するため、必要な事業を行うこと。

## 第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 会社の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成し、処分することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の3分の2以上の同意を経、石川県知事の承認をえて、その一部に限り処分することができる。

(1) 基本財産として、指定して寄附された財産

(2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 会社の資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債若しくは確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 会社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算、決算)

第9条 会社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、石川県知事の承認を経て理事会の議決により定める。これを変更しようとするときも同様とする。

2 会社は、毎事業年度の終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て、石川県知事の同意を得、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第10条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員及び職員

(役員)

第11条 会社に次の役員をおく。

理 事 若干名

監 事 若干名

- 2 理事長は、石川県知事が任命する。
- 3 理事及び監事は、理事長が選任する。
- 4 理事長は、理事のうちから、副理事長 3 名以内、専務理事 1 名、常務理事若干名を選任することができる。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第 1 2 条 理事長は、公社を代表し、その職務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長の命を受けて公社の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、公社の業務を処理し、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるとき、又は理事長、副理事長及び専務理事が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を組織し、その議決に基づいて業務の執行にあたる。
- 6 監事は、民法第 5 9 条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第 1 3 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 地方公共団体の職員(特別職を含む。)である役員任期は、その職の在任期間とする。
- 3 役員は、任期満了においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 1 4 条 理事長は、理事及び監事が次の各号の 1 に該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) その他役員として適当でない行為があったとき。

(職員)

第 1 5 条 公社の事務を処理するため、必要な職員をおく。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理 事 会

(招集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第17条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第18条 会議は、理事の半数以上の出席がなければ、これを開会することができない。

(議決)

第19条 会議の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事長は、理事会の議決を要する事項のうち、緊急又は軽易な事項については、書面による賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。

(理事会に付議すべき事項)

第21条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 予算をとまなわない権利の放棄又は義務の負担
- (2) その他会社の運営に関する事項

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第22条 この寄附行為は、理事会において、理事の3分の2以上の同意を経て石川県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散、残余財産の処分)

第23条 会社は、民法の規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意により解散することができる。

2 会社が解散した場合、残余財産があるときは、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、石川県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

## 第7章 雑 則

(委任)

第24条 この寄附行為に規定するもののほか、公社の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、石川県知事の設立の許可のあった日から施行する。

(事業年度の特例)

2 公社の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず設立許可の日に始まり、昭和44年3月31日に終わるものとする。

(設立当初の役員)

3 公社の設立当初の役員は、別紙役員名簿のとおりとする。

(設立当初の事業計画等)

4 公社の設立初年度の事業計画及び収支予算は、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

## 附 則

この寄附行為の変更は、昭和47年3月31日から施行する。

この寄附行為の変更は、昭和47年5月29日から施行する。

この寄附行為の変更は、昭和48年3月31日から施行する。

この寄附行為の変更は、昭和48年9月26日から施行する。

この寄附行為の変更は、昭和49年3月31日から施行する。

この寄附行為の変更は、昭和49年7月31日から施行する。

この寄附行為の変更は、昭和56年4月30日から施行する。

この寄附行為の変更は、昭和56年10月20日から施行する。

この寄附行為の変更は、昭和58年4月1日から施行する。

この寄附行為の変更は、昭和58年10月21日から施行する。

この寄附行為の変更は、昭和59年4月1日から施行する。

この寄附行為の変更は、昭和60年4月1日から施行する。

この寄附行為の変更は、平成11年4月1日から施行する。

この寄附行為の変更は、平成11年9月1日から施行する。